

議案第18号

長久手市都市計画施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市都市計画施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和7年2月20日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、長久手市都市計画施設建設基金の処分等に関し、長久手市都市計画施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 長久手市条例第 号

長久手市都市計画施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長久手市都市計画施設建設基金の設置及び管理に関する条例（昭和57年長久手町条例第5号）の一部を次のように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;"><u>長久手市都市計画施設整備基金条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、<u>長久手市都市計画施設整備基金</u>（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 本市は、都市計画施設の整備に関する事業のため、基金を設置する。</p> <p><u>（積立て）</u></p> <p>第3条 基金として積み立てる金額は、毎年度<u>一般会計歳入歳出予算</u>に定める額とする。</p> <p><u>（管理）</u></p> | <p style="text-align: center;"><u>長久手市都市計画施設建設基金の設置及び管理に関する条例</u></p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、<u>長久手市都市計画施設建設基金</u>（以下「基金」という。）の設置、管理及び処分について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（設置）</p> <p>第2条 本市は、都市計画施設建設<u>  </u>のため、基金を設置する。</p> <p><u>（基金の積立）</u></p> <p>第3条 基金として積み立てる金額は、毎年度別に<u>  </u>に定める額とする。</p> <p><u>（基金の管理）</u></p> |

第4条 (略)

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(処分)

第5条 基金は、都市計画施設の整備に関する事業の支払金に充てるときは、これを処分することができる。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、市長が定める。

第4条 (略)

(基金のとりくずし)

第5条 基金として積立てた額は、長久手市都市計画施設建設事業の支払金に充てるものとする。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案の概要

### 1 改正の趣旨

この条例は、長久手市都市計画施設建設基金の処分等に関し、長久手市都市計画施設建設基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 都市計画施設建設基金について、都市計画施設建設のみならず、改修、維持管理等を含む都市計画施設の整備に関する事業の支払金に充てることを可能とするため改正を行うものです。

### 2 改正の内容

- (1) 基金の名称を「長久手市都市計画施設建設基金」から「長久手市都市計画施設整備基金」に改めること。(題名関係)
- (2) 設置目的を「都市計画施設建設」から「都市計画施設の整備に関する事業」に改めること。(第2条関係)
- (3) 所要の規定の整理を行うこと。

### 3 今後の影響

条例の改正により、基金を改修、維持管理等を含む都市計画施設の整備に充てることが可能になります。

### 4 附則について

この条例は、令和7年4月1日から施行するものとします。